

## 第2章 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

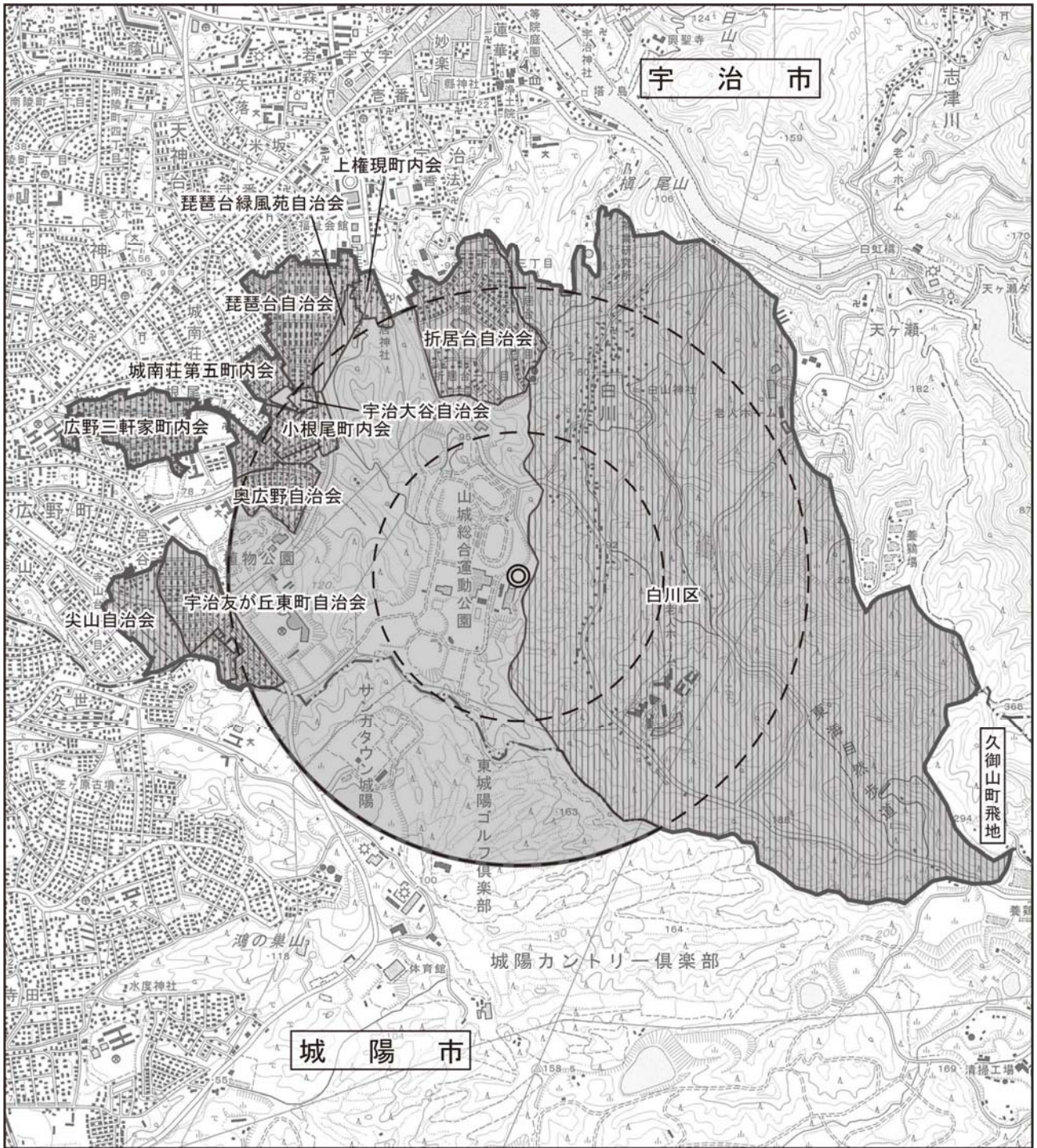
### 2.1 環境影響評価を実施しようとする地域

簡易な大気拡散予測を実施した結果、煙突排出ガスによる大気汚染物質の最大着地濃度地点（年平均値）が、事業計画地から約 0.6km 離れた付近であることから、その 2 倍の距離約 1.2km までが本事業による環境影響を受けるおそれがある地域と設定し、本事業に伴う環境影響評価を実施しようとする地域は、宇治市、城陽市の 2 市の内、事業計画地から半径約 1.2km の円内の範囲とし、及び自治会が地域コミュニティの中心となる組織であることを考慮して、その範囲に懸かる表 2.1-1 に掲げる自治会の区域を対象とし、その範囲を図 2.1-1 に示す。



表 2.1-1 環境影響評価を実施しようとする地域

市	区 域		
	自治会	大字	小字
宇治市	白川区	白川	宮ノ後・中ノ菌・山王ヶ谷・堂ノ山・笹原・川下・三西原・雉子ヶ谷・宮ノ前・山本・川上り谷・東山・植田・鍋倉山・栢尾・水落山・上明・牛岩・門口・端爪・打破・娑婆山
	折居台自治会	折居台	一丁目・二丁目・三丁目・四丁目
	琵琶台自治会	琵琶台	一丁目・二丁目・三丁目
	琵琶台緑風苑自治会		一丁目・二丁目
	上権現町内会	宇治	大谷の一部・下居の一部・琵琶の一部
	城南荘第五町内会		野神の一部・大谷の一部
	宇治大谷自治会		野神の一部・大谷の一部
	小根尾町内会	広野町	小根尾の一部
	奥広野自治会		尖山の一部
	広野三軒家町内会		小根尾の一部・大開の一部・丸山の一部
	宇治友が丘東町自治会		尖山の一部
	尖山自治会		尖山の一部・宮谷の一部
	該当自治会なし	大久保町	久保の一部
		宇治	山王の一部・折居
城陽市	該当自治会なし	広野町	八軒屋谷の一部
		久世	上大谷の一部・奥山の一部
		寺田	奥山の一部・大谷の一部

出典：「京都府・市町村共同統合型地理情報システム（GIS） 宇治市町内会・自治会マップ」（京都府自治体情報化推進協議会ホームページ 2012年9月掲載時）  
「1:10,000 都市計画図 宇治市全区 1（字切図）」（宇治市 平成 18 年 3 月測図）  
「城陽市内字切図 1/25,000」（城陽市）をもとに作成



凡 例    ◎ 事業計画地    - - - - 市町界

-  環境影響評価を実施しようとする地域の範囲
-  事業計画地から約1.2kmにかかる自治会



1:25,000



図 2.1-1 環境影響評価を実施しようとする地域の範囲

## 2.2 環境影響評価を実施しようとする地域の概況

### 2.2.1 自然的状況

#### (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

##### 1) 一般的な気象の状況

事業計画地周辺の最寄り気象観測所である京田辺地域気象観測所では、1981年～2010年の年平均気温は14.9℃、年平均風速は1.5m/s、年降水量は1365.5mmとなっている。また、南南西の風が卓越した状況となっている。

事業計画地では、1981年12月～1982年11月の気象調査によると、平均風速は2.2m/s、風向は北東及び南西が卓越しており、大気安定度は中立状態（D）の出現が最も多く、強い不安定状態（A及びA-B）の出現は年間を通じて約10%程度である。

##### 2) 大気質に係る環境の状況

宇治市域と城陽市域内において、京都府が設置する宇治局、東宇治局、城陽局、宇治市が設置する福角大気観測局などにおける測定結果は以下のとおりである。

#### 二酸化硫黄

宇治市域における平成20～22年度の年平均値はほぼ横ばいで推移している。また、環境基準を満足している。

#### 二酸化窒素

宇治市域、城陽市域における平成20～22年度の年平均値はほぼ横ばいで推移しており、すべての測定局・観測局において環境基準を満足している。

#### 光化学オキシダント

宇治市域、城陽市域における平成20～22年度の年平均値（昼間）はほぼ横ばいに推移している。また、いずれの測定局も環境基準を満足していない。宇治地域（宇治市、城陽市、久御山町）における光化学スモッグ注意報発令回数は、平成20年度2回、平成21年度3回、平成22年度6回であり、各年度とも被害の訴え者数は0であった。

#### 浮遊粒子状物質

宇治市域、城陽市域における平成20～22年度の年平均値は概ね減少傾向を示しており、すべての測定局・観測局で長期的評価において環境基準を満足している。

#### 一酸化炭素

宇治市域における平成20～22年度の年平均値はほぼ横ばいに推移しており、日平均値の2%除外値は環境基準値を下回っている。

#### その他

宇治市域における平成20～22年度の大気中のダイオキシン類は、環境基準値を下回って

いる。

国道 24 号（宇治市）における平成 20～22 年度のベンゼンは、環境基準値を下回っている。

### 3) 騒音に係る環境の状況

#### 自動車騒音

事業計画地周辺の京都府及び宇治市が設置する宇治市内 6 カ所の測定地点では、3 地点が環境基準を超過したが、すべての地点で要請限度値は下回っている。

また、「長谷山清掃工場更新事業に係る環境影響評価書」において、宇治市白川鍋倉山、宇治市宇治折居での測定結果が示されており、いずれも環境基準値を上回ったが、要請限度値は下回っている。

#### 環境騒音

事業計画地周辺の宇治市内 3 カ所、城陽市内 5 カ所のすべての測定地点で環境基準を下回っている。

### 4) 振動に係る環境の状況

事業計画地周辺の宇治市内 5 地点では、いずれの地点も要請限度値及び振動感覚閾値（55dB）を下回っている。

また、「長谷山清掃工場更新事業に係る環境影響評価書」において、宇治市白川鍋倉山、宇治市宇治折居での測定結果が示されており、いずれも要請限度値を下回っている。また、振動感覚閾値（55dB）についても下回っている。

### 5) 悪臭に係る環境の状況

事業計画地周辺では、「長谷山清掃工場更新事業に係る環境影響評価書」において、宇治市白川鍋倉山での悪臭測定結果が示されており、悪臭物質濃度はすべて定量下限値未満であり、A 地域の規制基準値を下回っている。臭気指数は 10 未満の低い値となっている。

## (2) 水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況

### 1) 一般的な水象の状況

事業計画地周辺を流れる主な河川は、琵琶湖を水源とする宇治川があり、淀川水系に属している。宇治川は宇治田原町中央部から宇治市北側に向かって流下しており、多くの流入河川がある。事業計画地周辺では、宇治川の支流として北側に折居川が、西側に中島川が、北東に寺川がある。

事業計画地の雨水排水の大部分は進入路側溝から山城総合運動公園（太陽が丘）の調整池を經由して、また一方ではごく一部が進入路側溝から市道宇治白川線の側溝を經由して、その後宇治市管理の雨水排水路から宇治川に流入している。

## 2) 水質に係る環境の状況

事業計画地周辺では、宇治川においては、宇治橋の平成 22 年度の水質測定結果は、大腸菌群数で環境基準値を上回る場合があった他は、環境基準値を下回っている。また、天ヶ瀬ダム of 平成 23 年度の河川中のダイオキシン類測定結果は、環境基準値を下回っている。

## 3) 水底の底質に係る環境の状況

事業計画地周辺では、天ヶ瀬ダム（宇治川）の平成 23 年度の河川底質中のダイオキシン類測定結果は、環境基準値を下回っている。

## 4) 地下水に係る環境の状況

事業計画地周辺での地下水の状況については、城陽市寺田大川原地区の平成 23 年の測定結果は、すべての項目で環境基準値を下回っている。

## (3) 土壌及び地盤の状況

### 1) 土壌に係る環境の状況

京都府が実施したダイオキシン類測定の平成 19 年度から 21 年度の測定結果と、宇治市が実施した土壌ダイオキシン類調査結果は、すべての測定場所で土壌の汚染に係る環境基準値を下回っている。

### 2) 地盤の状況

事業計画地周辺の地盤は、主に礫質堆積物で構成されている。

京都府では井戸本数・地下水揚水量実態調査（平成元年度実施）を行っており、その結果によると、宇治市が井戸本数 142 本、揚水量 95,363m<sup>3</sup>/日、城陽市が井戸本数 410 本、揚水量 106,436m<sup>3</sup>/日となっており、その主な用途は農業用や工業用等である。

## (4) 地形及び地質の状況

### 1) 一般的な地形の状況

事業計画地の地形は丘陵地であり、人工改変地が南側に位置している。事業計画地の西側に位置する山城総合運動公園は、標高 80m～150m の丘陵地からなる公園となっており、隣接している宇治市植物公園も丘陵地である。なお、事業計画地の東側の南北に谷底平野・氾濫平野の低地がある。

### 2) 一般的な地質、堆積物の状況

事業計画地の地質は礫質堆積物であり、東側に砂質堆積物と、泥岩を主とし、チャート・砂岩のレンズ状岩体を含む硬岩がある。

### 3) 重要な地形、地質及び自然現象の分布及び特性

#### 地形

「京都府自然環境目録」（平成 14 年、京都府）に掲載されている地形リストによると、



事業計画地周辺では、宇治丘陵が掲載されている。

## 地質

「京都府自然環境目録」に掲載されている地質リストによると、事業計画地周辺では、宇治―城陽丘陵の大阪層群が掲載されている。

## 自然現象

京都府レッドデータブック及び京都府自然環境目録に掲載されている自然リストの中に宇治市、城陽市の掲載はなかった。

## (5) 動植物の生息または生育、植生及び生態系の状況

### 1) 動物

事業計画地周辺の広域的な哺乳類の分布状況によると、アナグマ、イノシシ、キツネ、ニホンザル、ニホンジカ及びタヌキが確認されている。

宇治市内では、「天ヶ瀬ダム」（国土交通省淀川ダム統合管理事務所天ヶ瀬ダム管理支所）によると、天ヶ瀬ダム湖及び周辺では、哺乳類ではホンドリカ及びタヌキなど、鳥類ではカワウ、オシドリ、メジロ、ホオジロなどが確認されるなど、多様な動物相の存在が確認されている。また、「第4回自然環境保全基礎調査 京都府自然環境情報図」（平成7年、環境庁）によると、宇治塔川付近においてコシアカツバメ及びヒメアマツバメの集団ねぐらが確認されている。

城陽市内では、「城陽市動植物環境調査報告書〔公表版〕」（平成13年、城陽市）によると、鴻の巣山一帯及び大谷川上流では、社叢林、二次林、公園、河川沿い及び住宅地等の環境に生息する動物相が確認されている。

### 2) 植物

#### 植物相

宇治市内では、天ヶ瀬ダム湖及び周辺では重要種としてはマルバノサトウガラシ、オヒキヨモギ、ナツエビネなどが確認されている。

城陽市内では、鴻の巣山では、社叢林や二次林も存在するが公園化されているため逸出種や帰化種が比較的多く確認されている。大谷川上流では、人為的影響の中でも生育できる在来種や帰化種が比較的多く確認されている。

#### 植生

事業計画地付近から南側にかけては、山城総合運動公園やゴルフ場として開発された芝地や植栽となっており、事業計画地西側の平地は、広く市街地となっている。

事業計画地東側の丘陵部では、アベマキ―コナラ群集やモチツツジ―アカマツ群集のほか、竹林が拡大しており、丘陵部の低地の一部は果樹園や水田として利用されている。自然植生としては、宇治川沿いの急斜面がアラカシ群落となっており、一部にカナメモチ―コジイ群集が残されているが、面積は限られたものとなっている。

## 名木・古木

事業計画地付近では、宇治市内では、白川地区の「白山神社のもみの群生」や「白川、娑婆山のさざんか」等があり、城陽市内では、「大谷の千本立ちエノキ」や「鴻ノ巣山運動公園のウメ」等がある。

### 3) 生態系の概況

事業計画地の現況は、工場棟、管理棟、駐車場、道路及び人工緑地（広場）等により構成されており、常に人為的な影響を強く受けている場所である。したがって、人工的な環境に適応した種の生息は考えられるが、周辺の丘陵地と比較して生物相は乏しく、生物の生息基盤として好適な状況ではないと考えられる。

## (6) 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況

### 1) 景観の状況

事業計画地周辺の主要な眺望点としては、事業計画地の西側に山城総合運動公園（太陽が丘）があり、隣接している宇治市植物公園と一体となりスポーツ・文化を含めた総合的なレクリエーション活動の拠点として利用されている。また、事業計画地の東側には東海自然歩道がある。

また、事業計画地周辺の景観資源の状況として、「宇治市景観計画」に定められた「景観計画重点区域」のうち、白川集落地区と白川集落周辺地区が事業計画地の東側に隣接している。

### 2) 人と自然との触れ合いの活動の状況

事業計画地周辺の主なレクリエーション施設等としては、事業計画地西隣に山城総合運動公園（太陽が丘）、西約1kmに宇治市植物公園、東約1kmに東海自然歩道、南西2kmに、城陽市総合運動公園（鴻ノ巣山運動公園）や鴻の巣山、北東約2.5kmに天ヶ瀬ダムがある。

## (7) その他の事項

宇治市、城陽市における平成20～22年度の典型7公害（大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下）に関する公害苦情件数によると、宇治市及び城陽市では大気汚染、騒音、悪臭、水質汚濁に関する公害苦情の報告が多く、振動及び土壌汚染に関する公害苦情の報告は各年度とも各々0～3件、0～1件と少なく、地盤沈下に関する公害苦情の報告はない。

## 2.2.2 社会的・文化的状況

### (1) 人口及び産業の状況

#### 1) 人口の状況

人口の推移についてみると、宇治市は平成19年まで増加していたがその後減少、城陽市は減少している。

また、事業計画地周辺の環境影響評価を実施しようとする地域における区域別人口・世帯数は、小字単位でみると、宇治市19,672人、7,861世帯、城陽市2,705人、1,093世帯である。

#### 2) 産業の状況

宇治市、城陽市における産業別人口の総数は減少している。また、人口構成は第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業は全体の約6割を占めている。

### (2) 行政区画の状況

事業計画地は宇治市、城陽市の市界付近に位置しており、最寄り地区は、宇治市が白川地区、城陽市が久世地区及び寺田地区となっている。

### (3) 土地利用の状況

#### 1) 現在の土地利用

宇治市、城陽市における地目別土地面積は、山林が最も大きく、次いで宅地の順となっている。

また、事業計画地周辺の現況土地利用は、西側が山城総合運動公園（太陽が丘）、東側が山林、茶畑等となっている。

#### 2) 将来の土地利用計画

事業計画地周辺の将来の土地利用計画については、新たな土地利用計画は確認できなかった。

### (4) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況

#### 1) 水面利用、その他の水利用の状況

事業計画地周辺の主な河川は、事業予定地の東側より北へ流れている宇治川がある。宇治川は一級河川で、管理主体は国土交通省である。

また、事業計画地の下流域である宇治市では、水道用水として一部、地下水を取水井で取水し利用している。

#### 2) 漁業権の設定状況

事業計画地周辺の宇治川流域には内水面漁業権が設定されており、対象魚種はあゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、ます類である。



## (5) 交通の状況

### 1) 道路

事業計画地周辺においては、主要地方道としては、北側に東西に延びる大津南郷宇治線、宇治淀線、八幡宇治線があり、一般府道としては、南西側に山城総合運動公園城陽線が南北に延び、宇治小倉停車場が北側で宇治淀線につながっている。また、宇治市串道としては、北側から南北に延びる市道宇治白川線、西側から市道宇治白川線につながる市道下居大久保線、北側から市道宇治白川線につながる宇治橋若森線、西側で市道下居大久保線と山城総合運動公園城陽線をつなぐ市道城陽宇治線がある。

事業計画地周辺の自動車交通量測定結果によると、主要地方道では、平日 24 時間の自動車交通量は、大津南郷宇治線で約 8,034 台、宇治淀線で約 17,098 台、八幡宇治線で約 7,417 台、一般府道では、宇治小倉停車場線で約 13,277 台、山城総合運動公園城陽線で約 13,760 台となっている。

なお、宇治市道については、「長谷山清掃工場更新事業に係る環境影響評価書」において、市道宇治白川線の 2 箇所を対象とした測定結果が示されており、これによると 24 時間の自動車交通量は、白川鍋倉山で約 10,520 台、宇治折居で約 12,328 台となっている。

### 2) 鉄道

宇治市内及び城陽市内を通過する鉄道は、JR 奈良線、近鉄京都線、京阪宇治線、京都市営地下鉄がある。事業計画地最寄りの駅は、事業計画地の北側約 2.3km に JR 奈良線の宇治駅がある。

## (6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

### 1) 学校

事業計画地周辺では、事業計画地の西側約 1.2km 前後に立命館宇治中学校・高等学校、広野中学校、東城陽中学校がある。ごみの搬入ルート近くでは北側約 1.5km 先に菟道第二小学校がある。

### 2) 病院、保健医療施設、福祉施設、文化施設

事業計画地周辺では、事業計画地の南東約 0.8km に京都ゆうゆうの里、白川明星園、北側約 1km に宇治市文化センターが位置している。ごみの主要な搬入ルート近くでは、事業計画地の北約 1.5km に宇治市老人福祉センター、宇治市生涯学習センター、洛和グループホーム宇治琵琶がある。

### 3) 住宅

事業計画地最寄りの民家は、白川地区は事業計画地の東側約 350m であり、折居台地区は事業計画地の北側約 700m に、宇治地区は事業計画地の北北西側約 1.1km に、琵琶台地区は事業計画地の北西側約 1km に、広野町地区は事業計画地の西北西側約 900m に位置す

る。

#### (7) 下水道の整備状況

平成 22 年度末現在下水道普及率は、宇治市で 79%、城陽市で 99%である。

なお、事業計画地が存在する宇治市の公共下水道は、宇治川の東側地域に東宇治処理区と、宇治川の西側地域で平成 33 年を完成目標に整備が進められている洛南処理区がある。

事業計画地は洛南処理区の公共下水道計画区域内に属しており、事業計画地最寄りの宇治市公共下水道の管渠は、京都府木津川流域下水道の向島幹線に接続し、八幡市にある京都府洛南浄化センターで終末処理された上で、宇治川に放流している。

#### (8) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況及びその他の土地利用計画

##### 1) 用途地域の指定状況

用途地域は宇治市 2,224ha、城陽市 769ha が指定されている。

なお、事業計画地は、宇治市の都市計画において市街化調整区域の指定及びごみ焼却場として都市計画施設の決定を受けている。

##### 2) 土地利用計画の状況

「国土利用計画法」に基づく土地利用基本計画によると、事業計画地は主に森林地域であり、事業計画地周辺には森林地域、農業地域等が位置している。

#### (9) 文化財及び埋蔵文化包蔵地の状況

事業計画地周辺では、国宝・重要文化財（建造物）として、北東約 0.9km に白山神社拝殿がある。

また、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）として、北東約 0.4km に山本遺跡がある。

#### (10) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第 36 条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

##### 1) 環境法令等による地域・区域等の指定状況

###### 大気汚染防止法

事業計画地が位置する宇治市は、特定工場等に対する硫黄酸化物の総量規制区域として指定されている。

###### 騒音規制法

事業計画地は、規制地域に指定されていないが、事業計画地周辺では北側から西側にかけて規制地域に指定されている地域が存在する。

###### 振動規制法

事業計画地は、規制地域に指定されていないが、事業計画地周辺では北側から西側にか

けて規制地域に指定されている地域が存在する。

#### **悪臭防止法**

事業計画地が位置する宇治市は、市の全域が規制地域として指定されている。

#### **水質汚濁防止法**

事業計画地が位置する宇治市は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に関係ある地域として指定されている。

#### **瀬戸内海環境保全特別措置法**

事業計画地が位置する宇治市は、瀬戸内海の環境の保全に関係がある地域（関係府県の区域）として指定されている。

#### **自然公園法**

事業計画地周辺では、北～北東側に位置する宇治川周辺が琵琶湖国定公園の一部に指定されている。

#### **鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律**

事業計画地及びその周辺は、鳥獣保護区に指定されている。

#### **森林法**

事業計画地周辺は、保安林に指定されている地域が存在する。

#### **近畿圏の保全区域の整備に関する法律**

事業計画地周辺は、東側の白川地区が近郊緑地保全区域に指定されている。

#### **都市計画法**

事業計画地周辺では、北～北東側に位置する宇治川周辺が風致地区に指定されている。

#### **文化財保護法**

事業計画地周辺では、北東約 0.9km に国宝・重要文化財（建造物）である白山神社拝殿がある。

#### **国土利用計画法**

事業計画地は都市地域（市街化調整区域）に指定されており、事業計画地周辺では農業地域や森林地域（地域森林計画対象民有林）が指定されている。

#### **城陽市地下水採取の適正化に関する条例**

事業計画地は宇治市に位置するため本条例の対象外であるが、事業計画地周辺南側は城

陽市であるため第2種規制地域に指定されている。

## 砂防法

事業計画地周辺では北東側は白川、西側では名木川、中島川、南西側では大谷川が砂防指定地に指定されている。

## 2) 公害の防止に係る規制の状況

法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表 2.2-1 に示す。

表 2.2-1 法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令	規制基準等	事業との 関連性
大気汚染	環境基本法	環境基準	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排出基準（ダイオキシン類）	
	大気汚染防止法	排出基準・総量規制基準（硫黄酸化物） 排出基準（窒素酸化物、ばいじん、塩化水素等）	
	京都府環境を守り育てる条例	総量規制基準（硫黄酸化物、ばいじん） 排出基準（敷地境界線、排出口）	
騒音	環境基本法	環境基準	×
	騒音規制法	規制地域・規制基準（特定工場等、特定建設作業） 要請限度	×
	京都府環境を守り育てる条例	規制基準（特定工場等）	×
振動	振動規制法	規制地域・規制基準（特定工場等、特定建設作業） 要請限度	×
	京都府環境を守り育てる条例	規制基準（特定工場等）	×
悪臭	悪臭防止法	規制地域・規制基準（敷地境界線、排出口、排水水）	
水質汚濁	環境基本法	環境基準（健康項目、生活環境項目）	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排水基準（ダイオキシン類）	
	水質汚濁防止法	排水基準（一律基準、総量規制） 地下浸透基準	
	瀬戸内海環境保全特別措置法	特定施設設置規制	×
	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	排水基準（上乘せ基準）	
	下水道法	下水道排除基準	
土壌汚染	環境基本法	環境基準	
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	
	土壌汚染対策法	指定区域、土地形質変更に係る汚染基準	×
その他	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	構造・維持管理基準	
	京都府建築基準法施行条例	日影規制	×
	ダイオキシン類対策特別措置法	廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等	
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質の環境への排出量・移動量の届出	

### 3) 環境保全に関する計画等

#### 新京都府環境基本計画

「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、長期的な視点から京都府が目指す環境像、社会像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示している。

#### 京都地域公害防止計画

環境基本法に基づき、現に公害が著しい、又は著しくなるおそれがあり、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として知事が策定する計画である。

なお、事業計画地の位置する宇治市は計画対象地域に含まれている。

#### 京都府地球温暖化対策推進計画

京都府では、「京都府地球温暖化対策条例」に基づき地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために策定している。

#### 総量削減計画（京都府）

「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「水質汚濁防止法」に基づき、「瀬戸内海環境保全特別措置法」第5条第1項に規定する区域において公共用水域に排出される水の汚濁負荷量についての発生源別削減目標量を達成するために定めた計画である。

#### 瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画

「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、京都府の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また実施する施策をより効率的なものとするため、中長期にわたる総合的な計画として策定したものである。

#### 京都府ごみ処理広域計画

ごみの適正処理の推進のため、市町村の範囲を府内7ブロックに設定し、それぞれのブロックごとに今後のごみ処理の方向性を示すとともに、広域化を図っていく上での課題等について、基本的な考え方を示したものである。

なお、当組合の管内は「南部ブロック」地域とされ、管内3市3町に京田辺市を加えたブロックとなっている。

#### 京都府循環型社会形成計画

京都府が推進する地球温暖化や自然環境の保全などの持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、循環型社会を実現していくための方策を明らかにしたものである。

### **宇治市環境保全計画**

宇治市では、「宇治市環境保全基本条例」に基づき「市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境の保全及びその確保」のため、環境保全に関する施策を長期的な観点から総合的、体系的に推進していくため策定している。

### **城陽市環境基本計画**

「城陽市環境基本条例」に基づく環境の保全・創造に向けた施策を、将来にわたって総合的かつ計画的に推進するための指針として策定している。

### **宇治市景観計画**

宇治市では、めぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民と協働で快適でうるおいのある景観づくりを進めるため策定している。

なお、事業計画地は景観計画区域となっており、施設設置にあたり事前の届出が必要である。